



第52号

発行所  水土里ネット新利根川
新利根川土地改良区
稲敷市幸田3542
TEL 0299-79-2417(代)
FAX 0299-79-2357
ホームページ
<https://sintonegawa.or.jp/>

編集兼 理事長 黒田 輝 美
発行人

印刷所 株 式 会 社 タ ナ カ



ごあいさつ

新利根川土地改良区

理事長 黒 田 輝 美



組合員の皆様には益々ご健勝、ご活躍のこととお喜び申し上げます。日頃より当土地改良区の円滑な運営等に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は前理事長の長坂太郎氏、前理事の根本茂氏、元監事の羽生猛氏が急逝されるという事態となりました。長きにわたり本土地改良区の発展にご尽力されましたことに深く感謝し、謹んで哀悼の意を捧げる次第です。また、その中であって内田副理事長には理事長職務代理者として事態の収拾に努めて頂きました。誠にありがとうございました。

令和2年10月29日の理事会において、不肖私が理事長にご推挙いただきました。微力ではありますが、皆様のご協力のもと責務を全うしていきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

今年2月は総代の改選の年でした。立候補者数は定数により、選挙を実施することなく新総代78名が決定いたしました。令和7年までの4年間よろしくお願いいたします。

3月には第169回通常総代会が開催されました。コロナ禍のため書面議決を採用し、最小規模で行われ全議案が可決承認されました。その議案の中では役員の欠員による補欠選挙も行われ、立候補した理事2名、監事1名の当選が決定いたしました。当日は、選挙管理者、選挙立会人を務めていただいた総代の皆様には敬意を表します。

さて、皆様ご存じのとおり新型コロナウイルス感染症の影響が続き、飲食業・宿泊業の利用が激減し、農業生産物の消費が低迷しております。そうした中で今年の農業情勢も先は見えませんが、ワクチン接種もはじまり経済回復の希望がわずかでも見えてきました。農産物の消費・生産拡大に向け、皆様と共にこの難局を乗り切る所存です。

また、土地改良事業を円滑に進めるため、農地の相続が適正に行われるよう、他の行政機関と土地改良区役職員一同協力してこれからの課題に取り組んでまいります。

最後に、先人が築いてくれた貴重な財産を後世に引き継ぐため、万全を期すよう努力を致す所存でありますので、組合員の皆様方を始め関係機関におかれましては一層のご指導ご鞭撻をお願い致しまして挨拶とします。



ごあいさつ

茨城県県南農林事務所
稲敷土地改良事務所
所 長 倉 持 明 彦



本年4月の定期人事異動によりまして、稲敷土地改良事務所に赴任しました倉持でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新利根川土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

既に皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大は終息する見通しが立たず、県内においても変異株の感染例が確認されるなど、我々土地改良事業の推進にも多大な影響を与えているところです。組合員の皆様におかれましては、感染の流行を一刻も早く終息させるため、引き続き、国、県、市及び保健所等からの情報を注視して頂き、これまで以上に感染防止対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

さて、近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大、農地の集積・集約化の遅れや農業水利施設の老朽化など、様々な課題に直面しております。

このような中、県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念とした「茨城県総合計画」のなかで「強い農林水産業の実現」を掲げており、優れた経営感覚を有する経営体の育成、本県農林水産物のブランド化や付加価値の向上、国内外への販路開拓などに取り組むことにより「儲かる農業」の実現を目指しております。

農業農村整備については、この「儲かる農業」の実現を支える生産性の高い水田農業の実現のための農地の大区画化や農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、水管理の省力化、水田の畑地化や汎用化による高収益作物の導入等を進めています。

また、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策やその計画的な補修・更新、これまでの防災対策に加えて災害発生時の被害を最小化する減災対策の強化、更には、多面的機能支払交付金を活用した農地や用排水路等の保全活動の拡大等も積極的に進めております。

農業農村を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、当事務所としましては、事業効果の早期発現に配慮しながら計画的に基盤整備を進め、稲敷管内の農業農村が元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念申し上げまして、ご挨拶いたします。



ごあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会
県 南 事 業 所
所 長 川 松 秀 樹



昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることとなりました川松でございます。本年度もどうぞよろしくお願い致します。

黒田理事長をはじめ、新利根川土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年より新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、多くの方が感染し、感染防止に向けた対応が講ぜられるなど、社会経済や日常生活に大きな影響を受けることとなりました。一刻も早く感染が収束し、元の生活に戻れればと思っておりましたが、今度は感染力の強い変異ウィルスの感染拡大により大阪府や東京都などは再度、政府に緊急事態宣言発出を要請することを正式に決める方針に入りました。茨城県においてもクラスターが発生するなど第4波の入口を迎えております。そのため土浦・稲敷管内連絡協議会も昨年度と同様に書面で開催することといたしました。本会では最大限の注意・対策を行い業務を行って参ります。会員の皆さまにはご不便・ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

農業農村では高齢化・過疎化、担い手不足、地域活力の低下や農業水利施設の老朽化など様々な問題を抱えております。次世代の担い手にとって魅力ある農業としていくためには、農地集積や農業の高付加価値を図ることが必要となります。

これらのことに鑑み、国においては3月23日に今後5年間の土地改良事業の指針となる「新たな土地改良長期計画」が閣議決定されました。産業政策の視点からは担い手への農地集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化。地域政策の視点からは所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理。両政策を支える視点では頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取得等による農業農村の強靱化等を盛り込んでおります。

本会においては令和2年度、令和3年度とも3名の職員を新規採用し、技術力・経験が豊富なベテラン職員から指導を受け、教育研修を行い、技術職員の確保と育成も行っていきます。会員の皆様が必要とする農業農村整備事業を的確かつ迅速に実施するための技術者集団となり得よう知識の習得や技術力の向上を図って参ります。皆様方には、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。



総代改選 新総代決まる!! (78名)

任期満了に伴う総代選挙は、1月23日告示、1月24日午後5時で立候補の届出が締め切られ、各選挙区とも立候補者が定数のため、無投票となり、令和3年1月25日開催の選挙会において当選が確定されました。

4年間宜しくお願い致します。

〔任期：令和3年2月23日から令和7年2月22日まで〕

住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1選挙区（稲敷市）		浮 島	橋本 國光	伊 佐 部	鳥羽 善明
柴 崎	高橋 幸二	浮 島	高木登代一	伊 佐 部	黒田 稔
柴 崎	池田 信一	浮 島	船串 栄	阿 波 崎	根本 一也
柴 崎	栗山 榮	第4選挙区（稲敷市）		阿 波 崎	村山 功
柴 崎	小 畠 貞夫	清水新田	塚本 憲男	下 須 田	黒田 幸二
戌 渡	出井 弘	町田新田	森川 守	下 須 田	藤枝 徳次
伊 崎	日尾野正男	清 水	坂本 旭	上 須 田	江寺 利秋
下 太 田	古澤 俊一	東 大 沼	福山 和男	上 須 田	坂本 正明
下 太 田	松本 久吉	町 田	清水 丈夫	上 須 田	黒田 京治
堀 川	内藤十九司	市 崎	山口 藤男	上 之 島	浅野 晃司
桑山新田	中山 和昭	平 須	桜井 勇	上 之 島	菅生 登男
南 太 田	細谷 隆	福 田	佐久間雪夫	西 代	坂本 和夫
寺 内	松田 彦一	幸 田	田谷 重雄	西 代	根本 弘志
第2選挙区（稲敷市）		中 島	平山 昇	西 代	大平 誠一
桑 山	庄司 一昭	脇 川	山本 一郎	八 筋 川	坂本 一男
駒 塚	丘野 一己	余 津 谷	佃 貫之	境 島	西尾 孝一
椎 塚	宮本 孝信	清 久 島	貝塚 敏秀	第5選挙区（河内町）	
第3選挙区（稲敷市）		橋 向	根本 幸宜	長 竿	奈良 光夫
阿 波	平山 茂之	押 砂	飯島 栄一	片 巻	岡野 明
甘 田	平野 修	曲 渕	塚本 保夫	下 加 納	佐藤 利弘
四 箇	原 政美	四 ツ 谷	小島 正雄	下 加 納	大月 資弘
須賀津	栗山 一美	六 角	岡野 貞雄	金 江 津	加藤 久明
神宮寺	関川 昭	結 佐	郡 正巳	金 江 津	福田喜代司
下馬渡	坂本 和男	結 佐	坂本 幸雄	金 江 津	高橋 衛
上馬渡	根本 守	結 佐	山来 昌一	金 江 津	高橋 孝
三 次	山木 一成	佐原組新田	工藤 修	平 川	塚本 広
浮 島	高須 秀之	手賀組新田	長妻日出男	十三間戸	石橋 利之
浮 島	平山 和人	釜 井	高城 明巳	定 数 78名	

第 169 回 通常総代会を開催

令和3年3月26日 当改良区において総代会が開催されました。新型コロナウイルスの影響が続く中、書面議決により総代定数78名の内、73名が書面による提出、5名の出席により審議が行われ、審議の結果、提出された議案すべてが原案通り可決及び承認決定されました。



黒田輝美 理事長



議長 関川 昭 総代（神宮寺地区）

決議された議案

- 議案第 1号 令和2年度一般会計第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 2号 令和2年度特別会計基本財産積立金第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 3号 令和2年度特別会計財政調整積立金収支補正予算(案)について
- 議案第 4号 令和2年度特別会計償還準備積立金第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 5号 令和2年度特別会計機材償却積立金収支補正予算(案)について
- 議案第 6号 令和2年度特別会計土地改良施設整備基金積立金収支補正予算(案)について
- 議案第 7号 令和2年度特別会計退職給与積立金第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 8号 令和2年度特別会計役員退任慰労積立金第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 9号 令和2年度特別会計基幹水利施設管理事業収支補正予算(案)について
- 議案第 10号 令和2年度特別会計償還金第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 11号 令和3年度新利根川土地改良区会計収支予算(案)について
- 議案第 12号 令和3年度新利根川土地改良区会計収支予算に伴う政策金融公庫資金借入れ(案)
- 議案第 13号 令和3年度新利根川土地改良区余裕金の預入先金融機関について
- 議案第 14号 令和3年度新利根川土地改良区役員の報酬について
- 議案第 15号 令和3年度特別会計基幹水利施設管理事業収支予算(案)について
- 議案第 16号 令和3年度特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時借入金について
- 議案第 17号 令和3年度新利根川土地改良区経常賦課金、特別賦課金の賦課率及び徴収期限(案)について
- 議案第 18号 新利根川土地改良区役員(理事・監事)の補欠選挙について

新任役員のご紹介

役員の欠員による補欠選挙が、令和3年3月26日、第169回通常総代会にて執行されました。結果、無投票により下記3名が当選いたしました。【任期：令和3年4月4日から令和5年4月3日まで】



理事 高柳 儀昭（第4選挙区）



理事 小川 昌一（第2選挙区）



監事 大堀 敦（第4選挙区）

農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか？

農地を貸したい 出し手

・規模縮小・経営転換・農地相続 でお困りの方

農地を借りたい 受け手

・規模拡大・新規参入 をお考えの方



借受と転貸 茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- ・市街化区域以外の農地であること
- ・再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- ・10年以上の貸し付けが可能であること
- ・貸借範囲が明確にできること
- ・土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ・大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせください。

茨城県農地中間管理機構 ☎ 029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



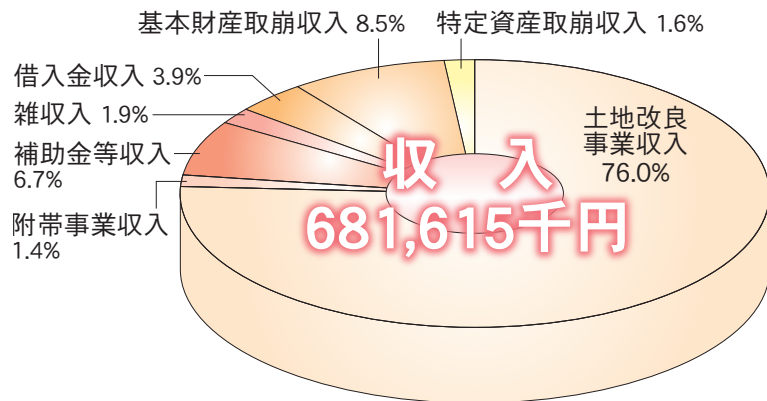
令和3年度 予算のあらまし

一般会計 収支共 681,615千円

■一般会計予算

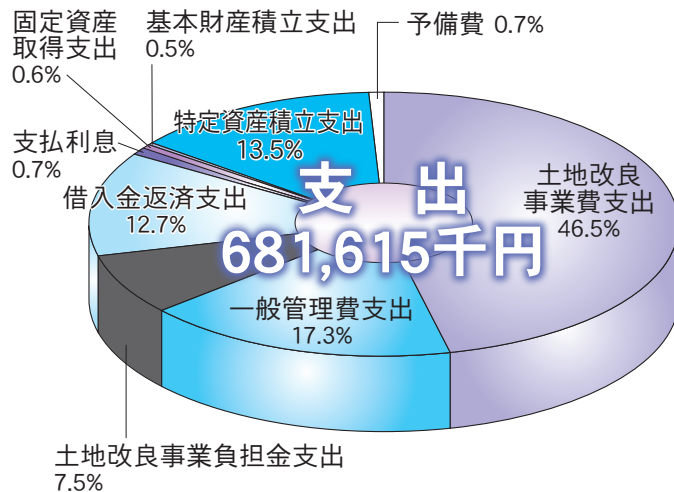
●収入

科 目	金額(千円)	割合(%)
土地改良事業収入	517,846	76.0
附 帯 事 業 収 入	9,403	1.4
基本財産運用収入	20	0
特定資産運用収入	6	0
補 助 金 等 収 入	45,901	6.7
寄 附 金	1	0
業務受託料収入	41	0
雑 収 入	12,631	1.9
借 入 金 収 入	26,575	3.9
基本財産取崩収入	58,032	8.5
特定資産取崩収入	11,156	1.6
固定資産売却収入	1	0
他会計繰入金	2	0
計	681,615	100



●支出

科 目	金額(千円)	割合(%)
土地改良事業費支出	316,331	46.5
一般管理費支出	117,703	17.3
土地改良事業負担金支出	51,263	7.5
借入金返済支出	86,347	12.7
支払利息	4,803	0.7
固定資産取得支出	4,400	0.6
出資金取得支出	10	0
基本財産積立支出	3,570	0.5
特定資産積立支出	92,186	13.5
雑 支 出	1	0
他会計繰出金	1	0
予 備 費	5,000	0.7
計	681,615	100



●繰越金の部

前年度繰越金	8,112,000
次年度繰越金	8,112,000

■特別会計予算

会 計 名	予算額 (千円)	内 容
基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	246,872	国営施設の管理 (稲敷市より受託)

複式簿記導入に向け、令和2年度より積立金会計等の特別会計は一般会計に統合されました。それにより、令和3年度予算は土地改良区会計基準の複式簿記の予算科目に改めております。

令和3年度事業の 事業実施計画について

1. 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1 機場地区

総事業費	412,400,000円
本年度予算額	100,000,000円
工 期	平成26年度～令和4年度
受益面積	556.7ha
事業内容	機械設備整備 一式



2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸9期地区

事業費	66,000,000円
工 期	令和3年度
受益面積	5,712ha
事業内容	排水路護岸整備 機場設備整備 一式

3. 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

管理受託費	246,870,000円
工 期	令和3年度
受益面積	5,660ha
事業内容	機械設備整備 一式 電力料その他 一式

4. 調査設計業務 野田奈川地区・十三間戸地区

事業費	3,500,000円
工 期	令和3年度
事業内容	事業計画策定

令和3年度 用水休止日のお知らせ

毎週火曜日		
5月18日	5月25日	
6月1日	6月8日	6月15日
6月22日	6月29日	
7月6日	7月13日	

上記、**火曜日**が用水施設の**休止日**です。
毎年、節電・節水にご協力いただきありがとうございます。
引き続き今年度も、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度事業の実施状況

◆農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸 8 期地区

- ▲事業費 55,500,000円
- ▲受益面積 5,712ha
- ▲事業内容 排水路護岸工事
水門整備工事 一式



◆農業生産基盤整備事業 清水地区

- ▲事業費 24,415,000円
- ▲事業内容 大須賀山手承水路護岸工事



◆基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

- ▲管理受託費 238,250,000円
- ▲受益面積 5,660ha
- ▲整備補修費 136,100,800円
- ▲事業内容 太田金江津用水機場屋根防水工事
外8件



◆調査設計業務 西代地区・平川地区・ 野田奈川地区・十三間戸地区

- ▲事業費 12,980,000円
- ▲業務内容 西代用水機場、十平用水機場
機能保全計画策定 事業計画策定

◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第 1 機場地区

- ▲事業費 23,000,000円
- ▲受益面積 556.7ha
- ▲事業内容 機場付帯設備整備工事



◆土地改良施設維持管理適正化事業 第 4 2 期生

- ▲事業費 27,823,000円
- ▲受益面積 214ha
- ▲事業内容 本新用水機場 モーター分解整備工事
一式



◆市道（東）2-11 号線補償事業 新利根川地区

- ▲事業費 193,613,000円
- ▲事業内容 パイプライン移設及び付帯工事



令和 1 年度 収支決算報告

収入済額 2,305,562,429 円也
支出済額 1,546,255,150 円也
差引残高 759,307,279 円也 (次年度へ繰越)

■ 一般会計 ■

▼収入

項 目	決 算 額	摘 要
1) 組 合 費	346,916,086	徴収率 98%
2) 決 済 金	1,130,162	農地転用等決済金
3) 財 産 収 入	13,800	農林中央金庫、県信連出資配当金
4) 寄 付 金	0	
5) 諸 収 入	21,289,591	未収賦課金、他目的使用料、機材使用料、延滞金
6) 負 担 金	23,438,935	事務受託費、市負担金
7) 繰 入 金	602	特別会計より
8) 補 助 金	93,700,000	国費補助金、県単事業補助金、市補助金
9) 借 入 金	62,337,000	政策金融公庫より 新利根第 1 機場地区
10) 地 元 負 担 金	113,553,580	特別会計より 基盤整備、県単事業、適正化事業
11) 事 業 交 付 金	19,440,000	適正化事業 尾島第 1 地区
12) 補 償 費	41,749,400	稲敷市より受託
13) 繰 越 金	106,402,980	前年度より
収 入 合 計	829,972,136	

▼支出

項 目	決 算 額	摘 要
1) 事 務 費	128,817,223	役員報酬、職員俸給、手当、事務所営繕費、総代会費外
2) 徴 収 費	2,777,836	納付書等郵送料、口座振替手数料
3) 維 持 管 理 費	176,445,877	機場電力料、施設整備・管理費外
4) 事 業 促 進 費	611,301	広報費外
5) 財 産 費	35,774,112	特別会計へ
6) 負 担 金	25,544,090	基幹水利事業負担金外
7) 返 納 金	0	
8) 分 担 金	62,337,500	茨城県へ 新利根第 1 機場地区
9) 事 業 費	272,226,880	基盤整備、県単事業、適正化事業、補償事業等
10) 予 備 費	0	
11) 繰 越 金	125,437,317	次年度へ
支 出 合 計	829,972,136	

■ 特別会計 ■

会 計 名	収入済額	支出済額	差引残高
1) 基 本 財 産 積 立 金	347,918,685	113,553,580	234,365,105
2) 償 還 準 備 積 立 金	374,483,840	130,487,000	243,996,840
3) 財 政 調 整 積 立 金	46,641,643	0	46,641,643
4) 機 材 償 却 積 立 金	31,157,294	0	31,157,294
5) 土地改良施設整備基金積立金	52,754,787	0	52,754,787
6) 退 職 給 与 積 立 金	26,395,735	0	26,395,735
7) 基幹水利施設管理事業	229,820,602	229,820,602	0
8) 償 還 金	366,417,707	242,421,832	123,995,875

◆令和 2 年 8 月 7 日開催の臨時総代会で承認されました。◆

◀ 令和 1 年度 賦課金の徴収状況 ▶

会 計 名	調 定 額	納 入 済 額	未 納 額	未納者数	徴 収 率
経 常 賦 課 金	353,206,920	346,343,875	6,863,045	125 人	98.1%
償 還 賦 課 金	246,079,476	241,378,055	4,701,421	116 人	98.1%
合 計	599,286,396	587,721,930	11,564,466	132 人	98.1%

令和 1 年度 財産目録

令和元年5月31日調製

単位:円

資 産				負 債			
摘 要			金 額	摘 要			金 額
流 動 資 産			1,003,404,276	長 期 負 債			566,898,527
内 訳	現 金	一般会計	166,002	長期借入金			566,898,527
	預 金	一般会計	96,182,299	内 訳	日本政策金融公庫	504,101,703	
		特別会計	123,995,875		筑波銀行	30,326,824	
	未 収 金		134,185,759		平準化資金（ＪＡ稲敷）	31,660,000	
	特定資産	積 立 金	648,011,551		ＪＡ 稲敷	810,000	
		出資金等	862,790				
固 定 資 産			57,308,136	短 期 負 債			39,095,882
内 訳	土 地		20,317,978	引 当 金			39,095,882
	建 物		32,090,289				
	備 品		4,899,869				
資 産 合 計			1,060,712,412	負 債 合 計			605,994,409

ご注意ください！（農地の売買や借入をするとき）

滞納がある農地の所有権（売買・譲渡・相続・交換などにより）や、貸し借り等を行い耕作権を得た場合、法律により権利を取得した者がその滞納金の納付義務を負うことになります。（土地改良法第42条第1項）たとえ、取得した農地に滞納金があったことを知らなくても、登記簿上の所有権設定や農業委員会への利用権設定を行うと、法律上、その滞納金も継承したことになります、納付義務から免れることはできません。

農地の取得や権利の設定を行う前に、その農地に滞納があるか改良区へ確認してください。

◆令和3年度 新利根川土地改良区の賦課金について◆

土地改良法第37条 新利根川土地改良区定款第30条により延滞金が発生いたします。

口座振替をご利用の方は、納期の前に残高の確認等、期限内納付へのご協力をお願いします。

	種 類	賦課率 (1,000㎡当り)	発行年月日	徴 収 期 限
前 期	経常賦課金	田 3, 1 5 0 円 畑 1, 0 5 0 円 冬期 (蓮) 2, 5 0 0 円	令和3年6月1日	令和3年6月30日
後 期	経常賦課金	田 3, 1 5 0 円 畑 1, 0 5 0 円 冬期 (蓮) 2, 5 0 0 円	令和3年9月1日	令和3年9月30日

特 別 賦 課 金									
発行年月日 令和３年９月１日					徴収期限 令和３年９月３０日				
地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度	地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度
56	伊 崎 土 地 総	排	円 —	R5	64	東 中 央 土 地 総	排	円 —	R5
		1支	—				暗	３ ３ ０	
		暗	—				佐パ	３ ２ ０	
		パ	—				排泥	１ ９ ０	
57	十余島Ⅰ期土地総	排	—	R5	66	金江津Ⅱ期土地総	暗	—	R7
		暗	—		70	新 橋 地 区 経 営 体	排	2, 9 9 0	R11
59	十余島Ⅱ期土地総	排	—	R5			パ	2 1 0	
		60	東 村 西 部	ほ			—	R5	
護岸	—			暗			1, 5 3 0		
護床	—			71	八 筋 川 開 拓	ボ	1, 5 0 0		R17
パ	—			91	県 営 灌 排 賦 課 金	田	2, 5 0 0		R5
61	金江津Ⅰ期土地総	支排	—			「—」の地区と工種は徴収が完了しました。			
		清支	—	R5					
62	十余島Ⅲ期土地総	暗	—	R5					

賦課金についてのQ&A

Q：用水を使用していないのになぜ賦課金を支払わなければならないのか？

A：賦課金は水の使用料ではありません。

土地改良事業は農業生産の効率化を目的とした事業ですので、その事業には多額の公金が使われており、その恩恵を受けている事業実施地域の組合員は、組合員全員で管理を行っていかねばなりません。そのため土地改良事業区域にある農地には、賦課金は掛かり続けます。

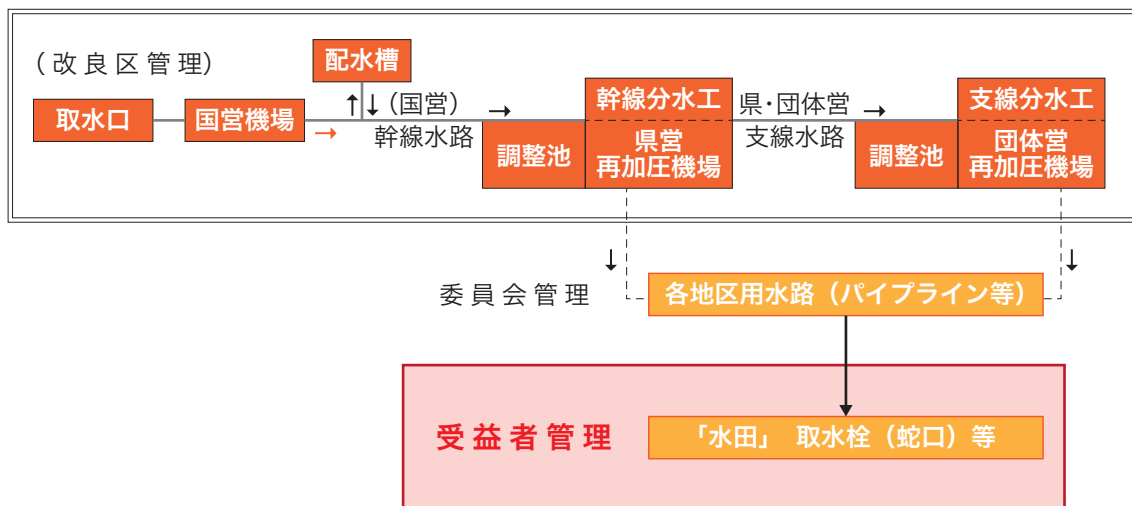
また、当改良区の区域内は低湿地帯であり、用水せずとも常時機械排水をしています。

◆維持管理区分◆

国営機場及び国営等の幹線・支線水路の管理は改良区が、県団体営機場については、整備を改良区が行い、操作及び日常の点検管理・清掃等を地区委員会に委託しております。

又、地区の用水路（パイプライン）・小排水路等は管理委員会が、取水栓（蛇口）落水工・暗渠排水等は、受益者の管理となっております。

【用水管理模式図】



用水は、取水口に始まり用水機場・幹線用水路・支線用水路さらに地区管理の用水路（パイプライン）受益者等管理の取水栓（蛇口）等に枝分かれし水田に用水を行っております。

【排水管理模式図】



排水は、水田から落水工及び暗渠排水により小排水路に流下させ支線排水路・幹線排水路を経由して、遊水地に集まり溜まった水を、排水機場よりポンプアップして一級河川等に排水しております。

当改良区では、施設の末端（個人の農地や蛇口）までは管理しておりません。蛇口の管理は個人でお願いいたします。

また、上記に記載のとおり、各地区のパイプライン（用水路）や小排水路は管理委員会の管理です。用水中なのに水が出ない場合は、まず各地区管理委員会へお願いいたします。

令和3年度 管理委員長名簿

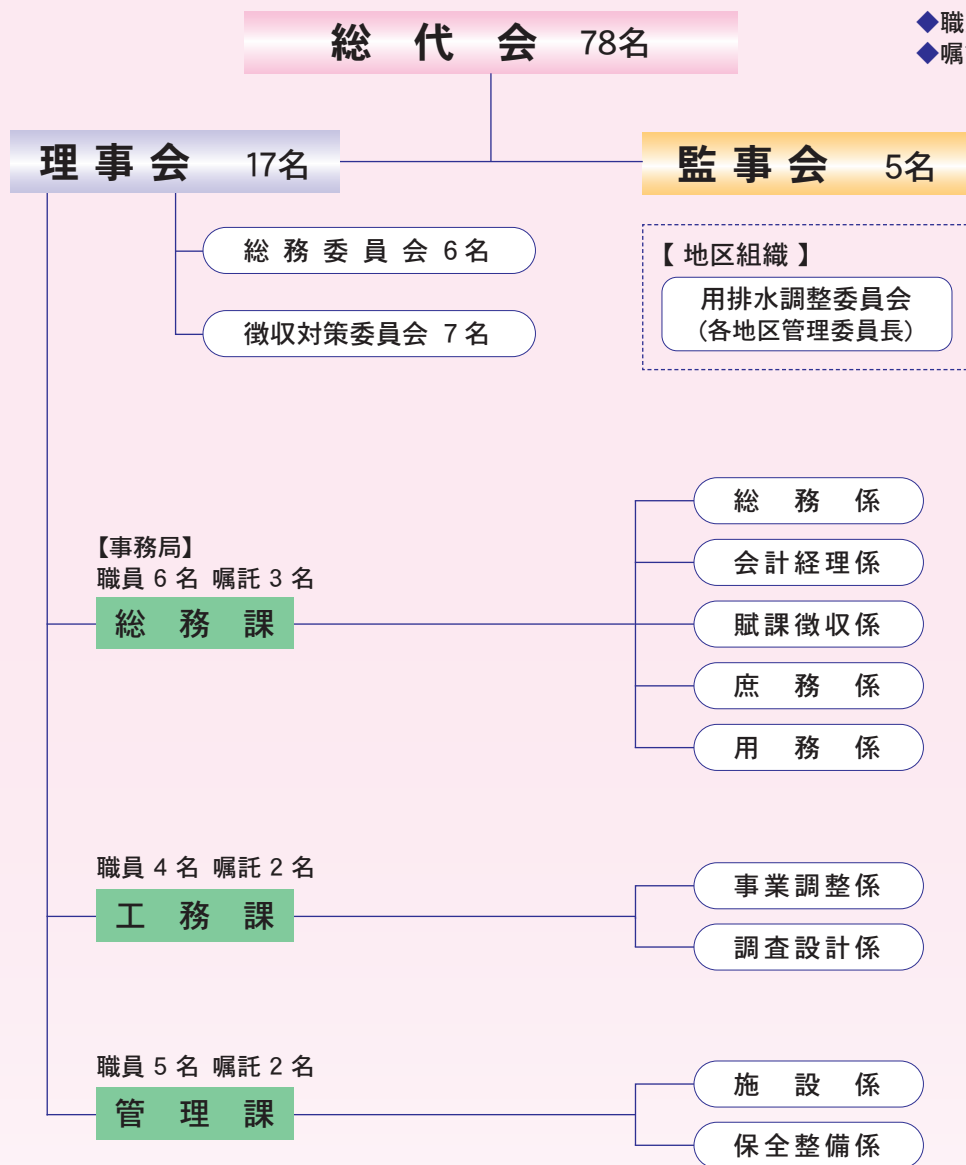
系 統				施 設 名	地 区 名	管理委員長		
新 利 根 川	十余島用水機場	十余島系	十余島用水機場	本新用水機場	上 之 島 新 川	根本 貴正 松田 治		
				結佐六角用水機場	結 佐 六 角	小倉 新市郎 根本 英誠		
				手賀八千石用水機場	手 賀 組 新 田 八 千 石	二ノ宮 幸雄 高城 浩康		
				十余島南用水機場	四 ツ 谷 曲 淵	風 間 修 高柳 秀八		
					押 砂	吉田 忠司		
				佐原組新田用水機場	佐 原 組 新 田	坂本 新一		
	大須賀用水機場	大須賀系	大須賀用水機場	分木工	上 須 田 下 須 田 阿 波 崎 伊 佐 部 四箇（須賀津東・甘田・阿波崎） 甘 田 南 釜 井 幸 田 中 島	江寺 省造 黒田 勝 根本 一也 鳥羽 健 平山 宗一 平野 修 永長 秀敏 鈴木 俊雄 根本 憲一		
					水利調整員	大 須 賀 系 蛭原 一		
					水利調整員	太 田 系 古沢 晴雄 土肥 徳良		
					大須賀北部機場	大 須 賀 北 部 山口 輝雄		
					分木工	東村西部 福田 東村西部 市崎 東村西部 町田 東村西部 大沼	渡辺 良一 山口 一元 清水 丈夫 松本 正一	
						東大沼機場	甲賀 松夫	
						分木工	清 水 太 田 池 駒 塚 太 田 下 太 田 上 柴 崎	坂本 旭 松田 彦一 小川 昌一 土肥 徳良 岡野 陽一 松浦 規
					脇川用水機場		脇 川 橋 向	秋本 正治 根本 掌吉
					清久島橋向用水機場		清 久 島 福 田 お て い	大野 孝 渡辺 良一
					金江津系		平須用水機場	西 部 平 須 高木 一浩
	分木工	大 浦 高橋 克雄						
	十平用水機場	十 三 間 戸 平 川	石橋 利之 篠田 守義					
	新橋用水機場	新 橋 永長 忠夫						
	新利根第一機場	新利根系	新利根用水機場	金江津用水機場	金江津内沼宮前 青野 正			
				分木工	桑 山 新 田 柳 浦	川上 晋 椎塚 瑞男		
				新利根第一機場	新 利 根 篠田 孝			
排水				平須排水機場 新平須機場 内沼排水機場	西 部 平 須 新 平 須 金江津内沼宮前	高木 一浩 小川 実 青野 正		
霞ヶ浦	北水路	北水路	井戸	神宮寺第一機場 神宮寺第二機場 神宮寺第三機場 谷中第一機場 谷中第二機場	神 宮 寺 谷 中	関川 昭 柳町 久夫		
				尾島第1機場 草場・尾島第二機場 伊崎水門 伊崎西揚水機場	尾 島 草場尾島第二 野田奈川干拓	大鳥居 徳男 湯本 広 橋本 國光		
				新田機場 西の洲第1機場 西の洲第2機場 西の洲北揚水機場 西の洲北・弁天水門	新 田 組 合 西 の 洲 西ノ洲北用排水路 調 整 協 議 会	平山 和人 山田 茂		
				野田奈機場 浜田組合機場 浜田機場	野田奈川干拓 浜 田 組 合	橋本 國光 諸岡 弘規		
				須賀津用水機場 須賀津排水機場 須賀津水門 馬渡用水機場 馬渡排水機場	四 箇 (須賀津西・馬渡)	平山 宗一		
	南水路	南水路	利根川	余津谷機場 流作用水機場	余 津 谷 流 作	坂本 全弘 小倉 新市郎		
				横利根川	境島機場 八筋川開拓第1機場 八筋川開拓第2機場 東六区八筋川用水機場 東六区八筋川排水機場 西代用水機場 西代第1第2排水機場	境 島 八 筋 川 開 拓 八 筋 川 西 代	浅野 信行 石田 耕一 坂本 泰助 大戸 常男	

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせは地区のパイプライン・排水路は、地区管理委員会の管理です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせは地区のパイプライン・排水路は、地区管理委員会の管理です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

新利根川土地改良区機構図

令和3年4月1日現在

◆職員 15名
◆嘱託 7名

- 新利根川土地改良区は、組合員の代表である総代 78 名で構成され、役員の理事 17 名・監事 5 名、事務局は、総務課・工務課・管理課の 3 課体制で組織しています。

【事務局の業務内容】（理事会の補助機関）

- ・総務課は、土地改良施設財産の管理、財務管理、施設使用や農地転用事務、多面的機能支払交付金事務、会計経理、賦課徴収、滞納整理事務、その他業務を行っています。
- ・工務課は、調査・計画・設計・水利権協議及び国や県との事業調整・協議、並びに、事業の申請を行っています。
- ・管理課は、施設の維持管理を主担当とし、国営機場の保全及び操作・末端の県営等の施設及び機場の整備や管理委員会との水利調整を行っています。

組合員の皆様へ！ お願い

このような時は必ず届出が必要となります。

組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員の死亡。
- ◆住所の変更。



組合員資格得喪通知書

口座振替の変更もお願いします。

農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。
- ◆地籍調査により地目が農地以外になった
- ◆**決済金の納付が必要です。**



農地転用届 地区除外申請書 施設使用承認書

改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入り口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する。
- ◆**使用料が発生する場合があります。**



他目的使用申請書 施設使用承認書

土地改良法第 43 条により組合員からの通知が義務付けられています。

市町村や公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出が無ければ、資格等の変更はできません。

農地環境を守ろう！



農地は自然環境とも深くかかわっています。耕作放棄（荒廃農地により害虫の大量発生・火災発生）、過剰な農薬の使用（水質汚染による河川環境の悪化）や、無駄水の垂れ流し（電気の無駄遣いによる間接的な大気汚染）をせず、みなさんで農地を取り巻く環境を守りましょう。

訃 報

前理事長（第 4 選挙区）
長坂 太郎 氏（享年 71 歳）
在任期間：3 期・10 年

前理事（第 2 選挙区）
根本 茂 氏（享年 69 歳）
在任期間：2 期・6 年

元監事（第 4 選挙区）
羽生 猛 氏（享年 67 歳）
在任期間：1 期・2 年

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業推進に尽力され、地域農業の発展に貢献されました。
ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

令和 2 年度 全国・茨城県 子ども絵画展

子ども絵画展が開催されました。「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展 2020 へは 37 作品が出展、1 作品が入選。第 12 回いばらきの農業・農村子ども絵画コンクールへは 1 作品が出展・入選されました。出展していただいた小学生のみなさま、ありがとうございました。

出展数が多かったため紙面ではすべて紹介できませんが、出展テーマにある「新発見！ぼくのわたしのふるさと自慢！」や「農作業の風景」が上手に表現されていました。

「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展 2020 入選



「ふるさとの田んぼと水」 子ども絵画展 2020

応募資格：小学生以下

主催：全国水土里ネット

／都道府県水土里ネット

入選者：あずま西小学校1年生

第 12 回 いばらきの農業・農村 子ども絵画コンクール

応募資格：県内小学校在籍の4～6年生

主催：茨城県、

茨城県土地改良事業団体連合会

（「いばらきの農村発見」に掲載）

入選者：あずま西小学校5年生

いばらきの農業・農村子ども絵画コンクール 入選



今後も地域と農業、自然環境の理解を深めるため、イベント等へのご協力をお願いいたします。
コロナ禍で授業の編成に大変な中、小学校の先生方にはご対応していただき、大変ありがとうございました。

土地改良施設の現状と今後の整備計画について

1 国営調査による基幹的水利施設の老朽化状況とその対策の検討

新利根川土地改良区の基幹的水利施設は、昭和56年から平成13年に実施された国営営事業により、約441億円を投じて造成されました。しかしながら、施設造成後35年以上が経過し、老朽化による施設能力の低下、維持管理費の増加が顕著になってきています。平成20年から平成24年に国営施設の機能診断調査が行われ、近い将来には施設能力を損なうリスクが高くなり、整備補修が必要な箇所が多数存在していることが明らかになりました。このような調査結果を踏まえ、平成29年から現在まで、国により地域整備方向検討調査が行われ、地域全体の整備構想について、関係機関を交え検討を行っています。

2 末端水利施設の現状

昭和40年代から昭和50年代にかけて区画整理事業等に伴い布設された石綿管パイプラインが約50年を経過し適切な維持管理が困難となっており、破損事故による漏水や用水量不足といった問題を抱え、また、排水路が土水路の地区については、排水不良による維持管理労力負担の問題を抱えています。今後の施設整備を検討するには、できる限り地元負担が少ない補助事業を活用し、計画する必要があります。

(老朽化対策の例)

- | | | |
|------------|---|------------|
| ・石綿管パイプライン | ➡ | 塩ビ管へ更新 |
| ・土水路の排水路 | ➡ | 排水フリュームへ更新 |
| ・柵渠排水路 | ➡ | 底盤コンクリート打設 |

3 施設整備計画の方向性

今後、農家戸数が減少し、経営体ごとの耕作面積の拡大が益々進み、耕作者や管理委員会にかかる施設管理の負担が重くなりつつある現状を踏まえ、基幹的な国営施設の整備計画を契機に、末端水利施設も含めた全体構想の計画を行い、老朽化した施設を補修することに加え、将来にわたってランニングコストの低減を図り、施設管理の省力化を目指した整備計画を検討しています。

貴重な地域資源である土地改良施設を次世代へ継承するには、何が求められ何が必要かを、今後さらなる検討を行ってまいります。

末端地区整備事業の概要と地元負担軽減制度について

1. 農業競争力強化農地整備事業（経営体育成基盤整備事業）

事業内容（ア・イのいずれかを実施）

ア. 区画整理（ほ場整備，換地等）

イ. 次のうち2工種以上 ①用排水施設（用水路，排水路，機場） ②農道 ③暗渠排水
④客土 ⑤畦畔除去による区画拡大

2. 面積要件：20.0ha 以上

3. 担い手への集積率向上：事業完了時点、最低50%以上

4. 負担割合

※「国及び都道府県土地改良事業における地方公共団体に負担割合の指針」市町の負担割合は協議の上、決定

	国	県	市町	地元
負担割合	50.0%	27.5%	10.0%	12.5%

5. 集積・集約化による負担率軽減

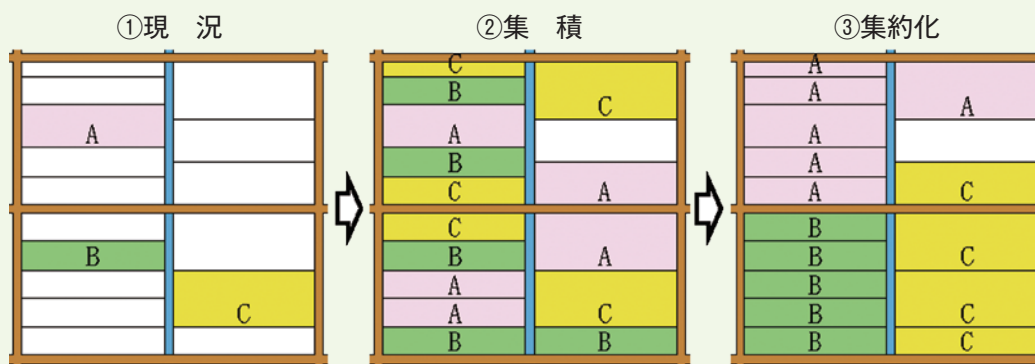
○中心経営体農地集積促進事業（促進費）

集 積 率	基 本	補 助 残 率	集約化加算	助 成 率 計	補 助 残 率
65%以上 75%未満	6.5%	6.0%	+2.0%	8.5%	4.0%
75%以上 85%未満	7.5%	5.0%	+3.0%	10.5%	2.0%
85%以上	8.5%	4.0%	+4.0%	12.5%	0.0%

集約化加算の要件：集積面積の 80%以上を 1ha 以上の営農ブロック化

※事業費の借入利子は対象外

【農地利用集積・集約化の考え方】 A, B, C, は地区の中心経営体（担い手）



例) 地区面積 100ha で最大 12.5% の助成のための要件

集 積：100ha × 85% = 85ha

集約化：85ha × 80% = 68ha